

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590189

研究課題名(和文) 社会人の学び直し支援の大学・大学院継続教育の普及可能性の検証

研究課題名(英文) Possibility for Promoting Adult Students Learning in Higher Education

研究代表者

夏目 達也 (Natsume, Tatsuya)

名古屋大学・高等教育研究センター・教授

研究者番号：10281859

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、大学等における社会人の学び直しに関する制度や政策の概要や特徴を調査する、社会人受け入れ状況・教育プログラム等の状況につき調査する、社会人の学び直しの促進・支援に必要な施策・条件の整備方策、高等教育機関における指導・支援のあり方につき検討する。
結論は以下のとおりである。諸外国では社会人の学び直し支援の制度がある、公財政による補助金等がある、学習成果の公的認定の制度がある、社会人が軽い経済的負担で就学でき経済的地位向上を期待できる。日本では企業等からの就学支援は少なく就学による経済的地位向上の保障もない。学び直しの普及には条件整備が不可欠である。

研究成果の概要(英文)：This study aims at 1)investigate outline and some characteristics of system and policy for promoting adult learning in higher education institutions.

研究分野：教育学

キーワード：社会人の学び直し 高等教育 継続教育 継続高等教育 生涯学習 成人学習 学習支援 国際比較

1. 研究開始当初の背景

経済のグローバル化が進み、高度知識基盤社会の構築の必要性が指摘されている。各国間で国力の維持・向上をめぐる競争が激しくなっている。その中で、各国が経済・社会を安定的に発展させるためには、高度人材の養成が不可欠になっている。

そのことを背景に、各国とも、高等教育制度の整備を進め、高等教育人口の拡大を図っている。その主たる対象は、学齢期にある18歳前後の若者である。しかし、それだけで高度人材のニーズに対応できるわけではない。より多くの場面でのニーズに対応するためには、広範な国民を対象として高等教育を構想・構築することが必要になっている。その際に注目されるのが社会人である。とくに、在職中の社会人は、職業に従事する過程で各種の技術の進展、ヒト・モノ・カネの移動の速さと規模の拡大に直面している。それに対応するために、より高度な知識・技能の習得の必要性を実感できる位置にある。職場や社会のニーズに対応できるようにすること、個人のニーズにもあわせて対応できるようにすることが求められている。

社会人向けの高等教育は、通常、継続高等教育と呼ばれる。若年期に受ける初期教育に対する概念である。それをいかに組織するかが問われている。

継続高等教育の実態をみると、日本と欧米諸国との間には大きな格差があることがわかる。欧米諸国では、社会人向け継続高等教育が普及し、大学の重要な財源の一部を構成している場合もある。それに対して、日本では普及に向けた取組と実績が著しく遅れている。

このような継続高等教育をめぐる格差はいかにして発生するのであろうか。継続高等教育に対する社会・個人のニーズは高いことは各国とも共通であるのに、なぜ日本では普及していないのであろうか。普及の阻害要因を解明すること、普及促進に必要な条件整備のあり方を検討することは、今後、日本で継続高等教育を普及し発展させるために不可欠である。

以上の点が、本研究の背景である。

2. 研究の目的

以上の社会的背景を踏まえて、日本で継続高等教育を普及・発展させるために必要な方策を探ることとし、研究の目的を以下のとおり設定した。

普及の阻害要因と普及促進に必要な条件整備のあり方を、教育政策・労働政策・財政支援制度等の面から多角的に検討する。具体的には以下の作業を行う。

1) 日本において社会人向け継続高等教育の普及を阻害している要因を解明する。

2) 継続高等教育を普及促進するために整備すべき各種条件を解明する。たとえば、職業能力の評価・認証制度、継続高等教育に関す

る社会人の財政支援、企業への優遇税制等について、日本で導入する可能性・適切性等を検討する。

3) 諸外国と日本の主要大学における普及促進の取組状況の概要と特徴を解明する。

4) 諸外国と日本における継続高等教育に関する政策・制度の現状と課題の解明に努める。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するための方法としては、継続高等教育に関する国際比較を中心に用いる。ヨーロッパ(イギリス、フランス、スウェーデン、デンマーク)、北米(アメリカ合衆国、カナダ)、東アジア(中国、台湾、韓国)の9カ国と日本の過去における取組み状況と現状について比較を行う。

4. 研究成果

1. 高等教育機関における成人の学修を促進・支援する社会的背景について

1.1 フランス

フランスでは、1980年代後半の中等教育や高等教育の積極的な拡大政策の影響により、青年層を中心に取得する資格水準の高度化が進んだ。2000年代には、高等教育の資格取得者を同一年齢層の50%に高める目標も掲げた。しかし、依然として資格未取得で学校教育を離れる青年も一定割合で存在する。資格取得の場合でも、しばしば中等教育段階の資格であり労働市場で一定条件の確保が困難である。また、高等教育入学資格が得られず、より高度な資格の取得を希望してもそれを取得する方が閉ざされかねない。さらに、中高年層の場合、この傾向は青年層以上に顕著である。資格未取得のまま長年にわたり職業に従事している者、経済・産業構造の変動にともない失業を余儀なくされている者、再就職をめざしても資格未取得や低水準資格であるがゆえにそれがかなわない者等が多い。

政府は、社会政策の観点から継続教育を推進している。職業資格を取得していないか、取得していてもその水準が不十分である場合、社会的・経済的に不利な条件に追い込まれやすい。その状況にある人々に、状況やニーズに対応する多様な教育訓練機会を提供し、資格の取得を促している。その一部として、高等教育段階の教育も含まれる。

1.2 イギリス

イギリスでは1980年代半ばから高等教育が急速に拡大し、当年齢人口(21歳未満)の進学率が15%程度から1990年代前半には30%を超えるなど、政府予測を上回った。またこの間、成人学生も着実に増え、青年層(17~30歳)の進学率が2000年には40%に達した。これを受け、当時の政府は、2010年までに青年層の進学率を50%とする目標を示した。このように、イギリスにおける近年の高等教育の拡大を見るにあたっては、成人学生の位置付けが欠かせない。

成人の高等教育進学背景には、政府の拡大策に加えて、成人が学びやすいパートタイム（以下 PT）修学が普及していること、大学の継続教育や民間の継続教育振興の伝統があること、身近な継続教育機関においても高等教育（又はそれにつながる）プログラムが提供されていることなどが指摘できる。さらに、イギリスは、学位を含む資格が個人のキャリア選択に大きな影響を与えている社会であるとも言える。そこでは、キャリア形成における初期学校暦の、あるいはまた年齢の重みが相対的に低くなり、初期教育を終えていても、年齢が進んでいても、成人が教育や訓練に向かうインセンティブを持ちやすい。これらが相互に関連して、イギリスの高等教育における成人学生の一定のボリュームの形成に貢献していると考えられる。

1.3 スウェーデン

スウェーデンでは 1945 年以降、低所得家庭の才能ある学生に高等教育を受けさせることにより高等教育人口を増やす政策がとられた。1965 年には高等教育機関の定員を拡大するとともに親の収入とは無関係に受給できる貸与奨学金制度を導入したが、低所得家庭の学生は期待通りには増えなかった。このため、これまでの学生とは異なる社会的背景の学生の高等教育機関へのアクセスを拡大することを目的として、大学入学資格と入学選抜方法の改革が行われたが、少子化の影響と大卒者の就職難を背景に大学入学人数は逆に減少した。1968 年には後に首相となる社会民主党のバルメ教育大臣（当時）が、教育終了後は就労し退職まで働くという従来の一方向の流れを変えて、職業生活の途中で再び教育を受け、教育修了後はまた元の職場に戻れるような「リカレント教育」の概念を提案した。1975 年には、これを実現するための教育休暇制度の導入と、教育休暇中の社会人に対する経済的支援、全国高等教育適性検査試験を導入することが決定し、1977 年から実施された。成人の継続教育のための特別な制度やプログラムを設けることはなかったが、以後あくまでも正規の学生として成人の受け入れが進み、25 歳以上の成人学生が増え、諸外国から生涯学習社会のモデルと目されるようになった。

しかしながら、1993 年以降は EU への加盟に伴い、高等教育の水準を高める必要に迫られ、保守・中道連立政権下で若年層の大学進学を促す政策への転換が図られた。1997 年から 2003 年にかけては、25 歳以下の若者の進学率を高めるため、大学入学定員を約 10 万人分拡大し、高等学校修了者の 50% が 25 歳になる前に大学に進学するようになることが目標とされた。社会人学生の高等教育機関への入学は特に奨励されなくなったが、既存の制度下で入学や再入学が不利になることはないため、毎年入学者の 5 割前後が 25 歳以上の成人である。

2. 成人学習促進・支援の政策：財政支援、入試・従前学習評価、カリキュラム編成等

2.1 フランス

2.1.1 成人向け継続教育訓練のための各種制度

フランスでは、第 2 次大戦直後から、多様な成人向けの継続教育訓練制度が設けられてきたが、一つの転機は 1971 年に制定された法律である。この法律により、今日に至るまでの継続教育訓練制度の骨格が設定された。その主要な部分は、企業の従業員が自らの地位の維持・向上のために教育訓練を受ける機会を保障すること、それを具体的に保障するための制度として有給の教育訓練休暇制度を設けることである。これにより、従業員は自らの経済的負担や職場での不利な扱いを受けることなく、教育訓練の受講が可能になった。その後、労使間協定とその内容を反映した法令により、制度改正がたびたび行われてきた。

これらの教育訓練制度を財政的に支えるために、企業に訓練経費拠出が義務づけられている。従業員に支払う給与総額の一定比率分を多様な形態で設立されている基金に寄託する。拠出分の経費を、企業みずからが従業員の教育訓練を行うことで使用することもできる。従業員が教育訓練を受講する際には、授業料等は基金から支払われるため、基本的に労働者の個人的負担を求められない。

2.1.2 高等教育における成人の在籍状況

フランスの大学における成人の学習を論ずる場合に、留意すべき点の一つは、彼らの大学在籍が「初期教育」としてなのか、「継続教育」としてなのかを区別する必要があることである。初期教育であれば、原則として授業料は無償になる。在籍に関して年齢による制限は設定されていないので、所定の入学条件を満たせば初期教育として在籍できる。一方、継続教育であれば授業料が発生する。授業料等を個人負担する場合には、どの立場での在籍かは在籍者には大きな問題になる。

高等教育で継続教育を受ける成人の人数は、2012 年現在 47.8 万人（うち、大学とグランゼコールの合計 36.7 万人）である。ちなみに、中等教育段階では同 54.4 万人である。

大学での受講時間は年間平均 132 時間であり、多くの場合短期間の在籍である。彼らが支払った授業料は 4 億 809 万ユーロ（うち、大学とグランゼコールの合計 2.881 億ユーロ）である。在籍者数の点でも授業料収入の点でも、大学にとって継続教育在籍者は無視できない存在になっている（大学の正規課程学生総数（146 万人、2012 年））。

2.1.3 社会人の学び直しの促進策

2.1.3.1 入学条件の緩和

成人に限らず、初期教育として大学入学には、所定資格の取得が条件となる。高等教育機関入学には、通常はバカロレア資格の取得が基礎的条件である。バカロレアは後期中等

教育の修了と高等教育入学の基礎資格をあわせて認定する国家資格であり、後期中等教育の最終学年に全国一斉に行われる試験を通じて取得する。バカロレア未取得の成人の場合、以下の方法で入学資格取得が可能である。

社会人大学入学特別資格(D.A.E.U.)

この資格の取得には、特別試験の受験・合格が条件である。受験資格は、離学から2年以上経過していること、年齢制限があり2年以上の職業経験がある場合20歳以上、それ以外の場合24歳以上となっている。

「社会経験認定制度」

「社会経験認定制度」(VAE)や通信教育を通じて上記資格を取得できる。この制度は多様な社会経験を通じて習得した知識・スキルを評価し、それが一定水準に達していれば高等教育入学や各種資格の取得要件の一部を免除するものである。この制度利用でバカロレア未取得でも入学できる。知識・スキルの水準が各学位の求める水準に達していれば、修学期間の一部または全部を免除が可能になる(全部を免除される場合、修学をしなくても学位を取得することができる)。

2.1.3.2 継続教育センターの設置、継続教育相談員によるキャリアガイダンス

フランスの大学は、多くの場合、継続教育センターを設置し、成人向けに修学を促進・支援している。成人に大学在籍を実現するために、彼らの修学への意欲を引き出したり、阻害要因の除去等に関する支援を行うこと、それを適切なタイミングと一定の継続性をもって行うことが必要になる。それを具体化する活動の一つが、キャリアガイダンスである。継続教育センターには「継続教育相談員」(Conseillers en formation continue)と呼ばれる専門職員が配属されている。彼らは、大学での教育受講に関して相談に訪れる成人に対して、キャリアガイダンスや、入学実現に向けて支援を行っている。

2.2 イギリス

2.2.1 成人向け継続教育の各種制度

2.2.1.1 修学のための財政支援

高等教育の拡大と並行して、政府による学生ローンや授業料学生負担の導入が段階的に進んでおり、高等教育費の受益者負担の原則が強まっている。このため修学のための財政支援の意義は大きい。2012年に導入された新授業料制度に基づく奨学金制度は、授業料ローンと生活費ローンを柱とするが、受給資格の年齢制限は緩く、初めて高等教育を受ける成人に対する財政支援となっている。2015年度の場合、授業料ローンは最高年額9,000ポンド(PTは最高6,750ポンドまで)で年齢制限なし、生活費ローンは最高年額8,009ポンドで、コース開始時に60歳未満であること、ローン返還は後払い・所得連動返還となっている。また、最高3,387ポンドの給与奨学金(生活費)がある。

2.2.1.2 教育・訓練のための休み

法律で保障された有給教育休暇はないものの、教育・訓練のために職場を離れることを求める権利が認められており、雇用者の判断でそれを有給とすることもできる。また、雇用主が、PTで学ぶ従業員に対して、授業料の全額又は一部を支援する慣行がある。ただし、経済状況を反映して、雇用主にこうした負担を避ける傾向も見られる。

2.2.2 高等教育における成人の在籍状況

高等教育全在学者の年齢構成をみると、21歳以上が約62%、25歳以上が約35%、30歳以上は約20%となっている(2013年、以下同様)。これを第1学位(学士相当)入学者でみると、21歳以上が約29%、大学院入学者では25歳以上が約67%となっている。

イギリスではPTが普及している。PTは、全日の学習を前提とするFTに比べ、それと同じ学位を取る場合、修業年限が長くなる。PTの形態は、夜間授業や集中講義など様々である。FT及びPT入学者を年齢層の割合で見ると、第1学位では、21歳以上がFTで約20%であるのに対して、PTでは約91%。準学位レベルでは、21歳以上がFTで56%、PTで92%。大学院入学者では、25歳以上がFTで約43%、PTで約88%となっている。このようにPT修学は成人の有力な選択肢となっていることがわかる。

なお、成人の相当数が、準学位レベルのプログラムを学んでおり、それらのコースは多く上級学位に接続している。

2.2.3 社会人の学び直しの促進策：大学入学をめぐる制度と政策

2.2.3.1 入学条件の緩和 - 「高等教育アクセス・ディプロマ」

基本的な大学入学資格は、GCE・Aレベル資格(通常、18歳で受験)であるが、同資格を有しない成人がそれに代わる資格として取得する「高等教育アクセス・ディプロマ」も普及している。2013年度に、同ディプロマの取得課程に学んでいる学生は4万4,686人である。うち50%が25歳以上で、経済的困難地域の出身者が38%となっている。ディプロマ取得課程を開設する機関は330機関あり、継続教育カレッジのほか大学などにおいても開設されており、全体で1,119の取得課程(2014年)が開設されている。

加えて、大学や専攻により、相応する職業資格も入学要件として認められている。

2.2.3.2 「学位レベル見習い訓練」の導入

歴代政府は、訓練生が職の内容・水準に応じて資格の取得を目指す、見習い訓練制度の整備を進めてきた。資格の水準は中級・上級・高級の3段階からなる。このうち高級段階では、第1学位又は修士号の取得を目指すものについて「学位レベル見習い訓練」(degree apprenticeships)を設け、1~4年のプログラムとする施策が進められている。この導入がうまく進めば、仕事に就いている成人にとって新たな継続高等教育のそ

タイトルになる可能性がある。

2.2.3.3 全国キャリアサービスによる支援

成人の修学を情報面から促進・支援するサービスとして「全国キャリアサービス」(National Careers Service)があり、13歳以上を対象に、ウェブを中心に、就職や教育・訓練について情報の提供や助言を行っている。利用者は、高等教育PTコースの情報を得ることができるほか、成人は個人面談によるガイダンスを受けることもできる。

なお、全国資格枠組み(NQF)/全国資格・単位制度(QCF)や高等教育資格枠組み(FHEQ)が整備されており、これらは、成人が自らの継続教育・訓練の経路をデザインする上で一つの指針となっている。

2.3 スウェーデン

2.3.1 成人向け継続教育訓練のための各種制度

スウェーデンでは成人向けの特別な継続教育訓練制度は設けられていないが、1960~70年代に通常の学位取得課程に25歳以上の社会人の就学を容易にするような制度が整備された。1969年には、25歳以上で5年以上の勤続経験のある社会人であれば、高等学校を修了していなくても入学を許可する制度が試行的に導入された。数年後に勤続経験は4年以上とすることになり、「25:4ルール」として制度化された(ただし中道・連立政権下の2008年にこの制度は他の学生に不公平となることを理由に廃止となった)。

1974年には「被雇用者の教育休暇の権利に関する法律」が定められ、過去2年間に同一の職場に連続半年以上もしくは合計12ヶ月以上就労していた場合、無給の教育休暇を取得する権利が認められた。教育休暇は通常半年間で、教育修了後は同じ職場に戻る事が保障される。

スウェーデンでは私立大学を含むすべての大学において授業料はない。1コースのみの履修や大卒者が再入学する場合も無料である。その上、56歳までは奨学金(3分の1給付、3分の2貸与)を受給することができる。2013年現在月額9700スウェーデン・クローナ(約14万5000円)を年間9ヶ月間支給される。特別なニーズがある場合は、この額を増額することもできる。また子どもがいる場合は、特別手当を受けることができる。この奨学金は、働きながら学ぶ場合でも受けることができる。他に補充ローンを利用することもできる。

2.3.2 高等教育における成人の在籍状況

2014年の正規課程への秋季入学者24万2897人のうち25歳以上の成人学生は51%(35歳以上が20%)だった。初めて高等教育機関に入学した5万8057人(全入学者のうちの24%)に占める25歳以上の成人学生は18%(35歳以上は5%)だった。

25歳以上の成人学生は2003年秋季には全体の57%を占めたが、以後減少傾向にある。特に初めての入学者に占める25歳以上の成

人学生は、2000年代初頭は3割を占めていたが、2004年以降著しく減少している。19-21歳の人口が増加している上に若年層の進学率を向上させる政策によりこの年齢層の大学入学者が増えたことが影響している。

このほか、科目のみ自由に履修できる「自由コース」に在籍する学生も多い。

高等教育の進学率は男性よりも女性の方が高く、2014年度の全入学者のうち女性は60.7%であった。成人学生では女性の割合がさらに多く、25歳以上では64.2%、35歳以上では70.9%が女性だった。男女比は専攻分野によって格差があるが、70-80年代のリカレント教育推進策により成人女性が最も恩恵を受け、女性の社会進出にもつながったとみられている。このため現在では男性や移民の進学者を増やすことが課題となっている。

2.3.3 社会人の学び直しの促進策：大学入学をめぐる制度と政策

2.3.3.1 多様な入学者選抜の条件

前述の25:4ルール導入と連動して、1977年には25歳以上で高等学校未修了の大学入学希望者のために「全国高等教育適性検定試験」が導入された。だが成人の大半は高等学校もしくは成人学校における後期中等教育課程の成績によって入学選抜を受け、検定試験を受験する者は限られていた。そこで1991年以降、検定試験を年齢に関わりなく誰でも受験できるようにした。これによって、高等学校における成績があまりよくなかった者が、成績を引き上げるために何度も検定試験を受けるケースが増えた。

大学への入学者選抜は年2回、秋季と春季に行われる。応募はオンラインで簡単にでき、一人が同時に20のプログラムに応募することが認められている。

入学希望者が定員を上回る場合、定員の1)3分の1以上を高等学校卒業時の成績により選抜、2)3分の1以上を全国適性検定試験の成績により選抜、3)最大3分の1までを各大学独自の基準で選抜することとなった。2003年以降は、上記3)により高等教育入学要件を満たさない者にも面接による従前学習認定等により入学を認めることが可能となった。専攻分野に関わる職業の勤続経験を独自の基準とする場合もある。

2010年には、全在学者のうちの71.5%が高等学校の成績、17.0%が成人学校後期中等教育課程の成績、3.8%がその他の教育の成績、5.2%が勤続経験(2008年に廃止された25:4ルール)、2.5%が従前学習の認定(リアル・コンピテンスのヴァリデーション)によりそれぞれ入学を認められていた。従前学習認定は、評価のための人件費等の費用がかかる(受験には負担はない)ため、ほとんど行っていない大学も多い。

2.3.3.2 フレキシブルな学習形態の導入

地域の学習センターや自宅でビデオ会議システムを利用することによって、大学の授

業をオンラインで履修するなど、遠隔教育の利用者が増えている。地域の学習センターには専門的訓練を受けたキャリア・カウンセラーが配属されており、学習相談を受け付けている。これにより、成人学生が高等教育を仕事や子育てと両立させることが容易になった。

3. 高等教育機関における社会人の学び直し促進・支援に関する課題

大学入学条件の緩和という観点からみた社会人の学び直し促進・支援の課題として、各国については以下の点を指摘できる。

3.1 フランス

第1に、企業従業員に個人的負担なしで教育訓練を受講できる制度が整備されているとはいえ、それを実際に利用できる人が限定されている。企業従業員の場合、期限付き契約の場合でも、制度利用が認められている。しかし、失業者には適用されない。さらに企業従業員の場合でも、利用実績は企業内の職位等に規定されており、平等に活用されていない(一般に職位が高い程利用頻度は高くなる)。

第2に、大学入学に関する広報の問題である。大学入学条件の緩和等、社会人の入学促進の各種制度や修学のメリット等につき成人の認識をいかに高めるか、その一方途として効果的な広報活動をいかに組織するかが問われている。個別大学では、多くの大学はホームページ等を活用して修学を呼びかけているが、期待される効果を上げていない。

3.2 イギリス

成人の入学条件については、高等教育アクセス・ディプロマや職業資格なども認められているほか、公開大学(OU)の場合こうした資格も必要ではないため入学の敷居は高くない。その一方で、成人学生の比較的高いドロップアウト率などの課題も指摘されている。ここでは、直近の課題として、アクセスの観点からPT入学者数の減少を取り上げる(図参照)。

PTは、イギリスの成人学生が学習を継続する上で重要な履修形態であるが、近年ではこのPT学生の規模が縮小している。その背景としては、新授業料制度下でPT授業料も上昇したため、経済的な余裕のない非伝統的學生が進学しにくくなったこと、授業料値上げに厳しい経済環境が重なり、雇用者の負担が難しくなっていること、すでに高等教育レベルの資格を有している成人は政府ローンの対象外になっていること、新授業料は、PT履修のコストとして魅力がないこと、第一学位を持つ学生が増え、(学位を有しない)成人学生の規模が縮小していること、等々が指摘されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文](計 2件)

・ Yukiko Sawano, "HIGHER EDUCATION AND LIFELONG LEARNING IN JAPAN: WHY IS IT SO DIFFICULT TO PROMOTE RECURRENT EDUCATION?"

Jin Yang, Chripa Schneller and Stephen Roche 2015, The Role of Higher Education in Promoting Lifelong Learning UNESCO Institute for Lifelong Learning 199 p.

・ 夏目達也「フランスにおける社会人向け継続教育 - その阻害要因と克服策」『名古屋高等教育研究』、査読有、第17号、139-160頁、2017年3月

[学会発表](計 2件)

・ 夏目達也、澤野由紀子、篠原康正「高等教育機関における社会人の学び直し促進・支援 - 日・英・仏・スウェーデンの比較研究 - 」日本比較教育学会第51回大会 2015年6月13日、宇都宮大学

・ 夏目達也「フランスの大学における社会人向け継続職業教育」、日本産業教育学会第57回大会、2016年10月22-23日、工学院大学

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

夏目達也(Natsume Tatsuya)

名古屋大学高等教育研究センター・教授

研究者番号: 10281859

(2) 研究分担者

澤野由紀子(Sawano Yukiko)

聖心女子大学文学部・教授

研究者番号: 40280515

(2) 研究分担者()

研究者番号:

(3) 連携研究者()

研究者番号:

(4) 研究協力者()